

建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可

建築審査会包括同意基準に該当しない個別許可を受ける方へ

横浜市建築局市街地建築課許認可担当

事前相談の結果、道路判定委員会において個別提案基準を適用することがやむを得ないと判断された案件については、以下の建築審査会用資料を作成し、提出期限日までに市街地建築課許認可担当に提出してください。

以下のフローは最短のスケジュールです。建築審査会の開催日の1～2か月前までには許可申請を行ってください。各期限における資料提出の状況や図面の内容等により、下記よりも時間を要する可能性がありますので、なるべく早い段階で相談、資料提出をお願いします。また、必要書類が整わない場合は、予定していた建築審査会の日程を見送ります。

なお、以下フローにおける「図面」とは「建築審査会に付議する資料」を指します。

図面一次チェック

許認可準備会議 開催日の 4 週間前までに提出

／



提出物
☐ 図面 1部
建築審査会に提出する図面を事前にチェックします。
記載内容は、担当者と調整してください。

① 図面二次チェック

許認可準備会議 開催日の 2 週間前までに提出

／



② 許可申請

提出物①
☐ 図面 1部
一次チェック後に修正した図面を、建築審査会へ付議できるか確認します。

提出物②
☐ 許可申請書一式
正副各1部
図面二次チェックまでに誓約書等を含む必要書類一式を揃え、許可申請を行ってください。なお、事前整備が必要な場合は、整備を行ったうえで許可申請をしてください。
※ 申請手数料 33,000 円

※必要に応じて追加で図面チェックを行います

※審査の結果、予定していた許認可準備会議の日程を変更する場合があります

図面提出

許認可準備会議 開催日の 2 日前までに提出

／



提出物
☐ 図面 1部
許認可準備会議で図面を確認するため、二次チェック後に修正した図面を提出してください。

許認可準備会議 開催日 令和 年 月 日 (水)

※建築審査会開催日の3週間前までに許認可準備会議での図面の確認が必要です

※許認可準備会議は原則、毎週水曜日に行います

図面最終チェック

建築審査会 開催日の 2 週間前までに提出

／



提出物
☐ 図面 1部
許認可準備会議の図面審査で指摘を受けた箇所を修正し、担当者の図面チェックを受けてください。

最終図面提出

建築審査会 開催日の 10 日前までに提出

／



提出物
☐ 図面 4部 + 図面データ (メール、CD-R等)
建築審査会に付議する図面を提出してください

建築審査会 開催日 令和 年 月 日 ()

※建築審査会の同意後から許可までは、2～3週間かかります

※建築審査会は原則毎月開催ですが、4月及び8月は休会のためご注意ください

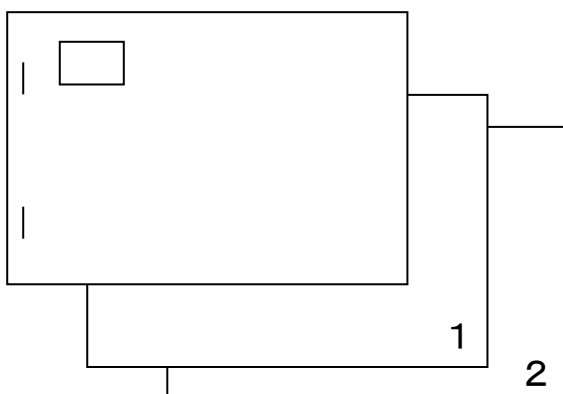
1 許可申請書

- ☐ 許可申請書（申請手数料 33,000円）
- ☐ 委任状
- ☐ 公図※（原則3か月以内、敷地を青・空地を赤で囲む、正は原本）
- ☐ 全部事項証明書（土地登記簿謄本）※¹（原則3か月以内、正は原本）
- ☐ 誓約書（正は原本）
- ☐ 印鑑登録証明書（正は原本）
- ☐ 案内図
- ☐ 周辺現況図
- ☐ 配置図（敷地を青・空地を赤で囲む）
- ☐ 敷地・建物求積図
- ☐ 平面図
- ☐ 立面図
- ☐ 現場写真
- ☐ 関係機関手続き写し又は協議済報告
- ☐ 道路台帳平面図（市庁舎2階「よこはま建築情報センター」）
- ☐ 道路台帳区域線図（市庁舎2階「よこはま建築情報センター」）
又は道水路等境界明示図・復元図（各土木事務所）

※1 法務局又は法務局出張所で取得したものに限りします。
具体的には事前に担当者にご相談ください

2 図面（建築審査会に付議する資料）

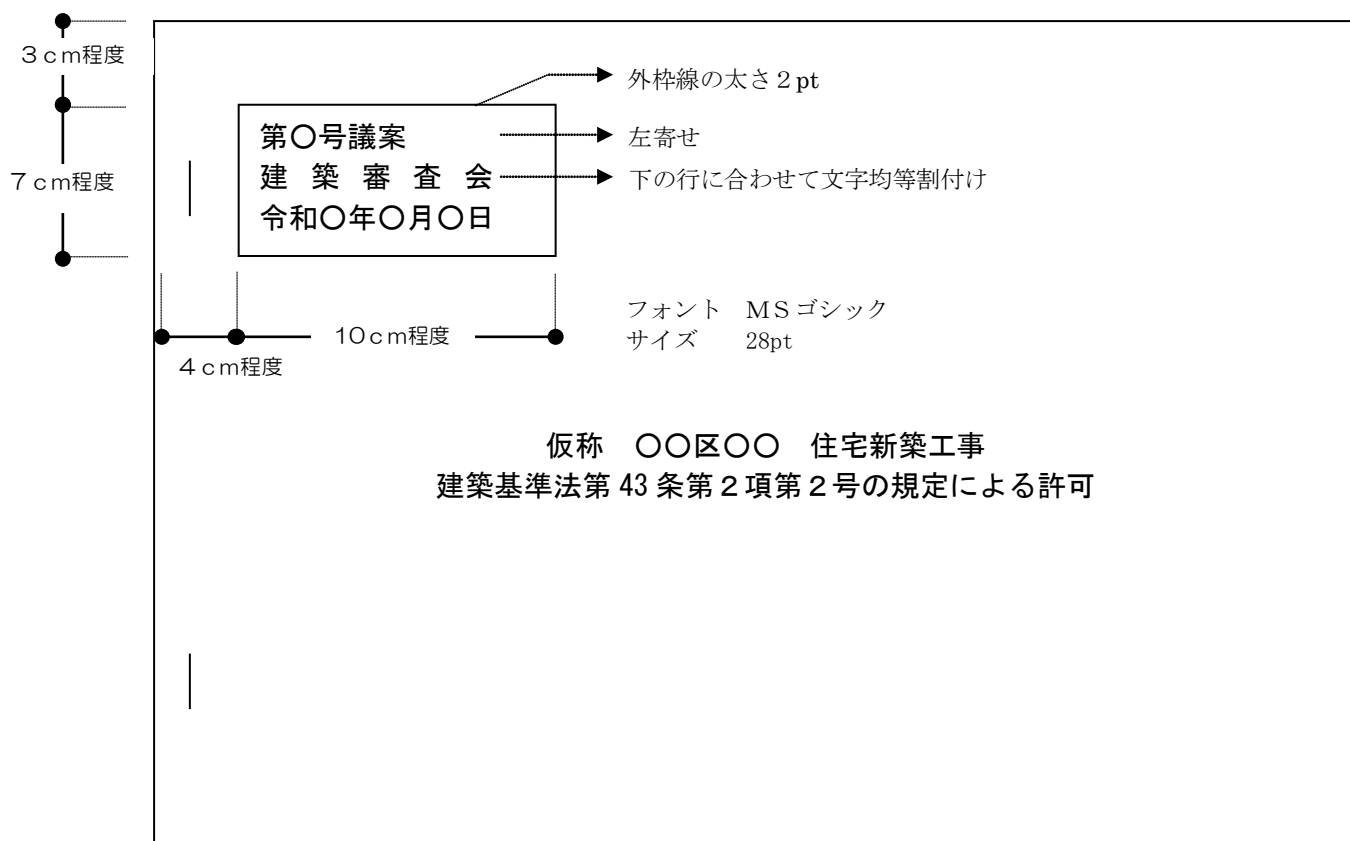
- ・記載事項を明示した図面を作成してください
- ・サイズはA3横とします
- ・左端2か所をホチキス止めしてください
- ・表紙左上にタイトルを入れます
- ・紙面右下端に図面名及びページ番号を入れます



表紙

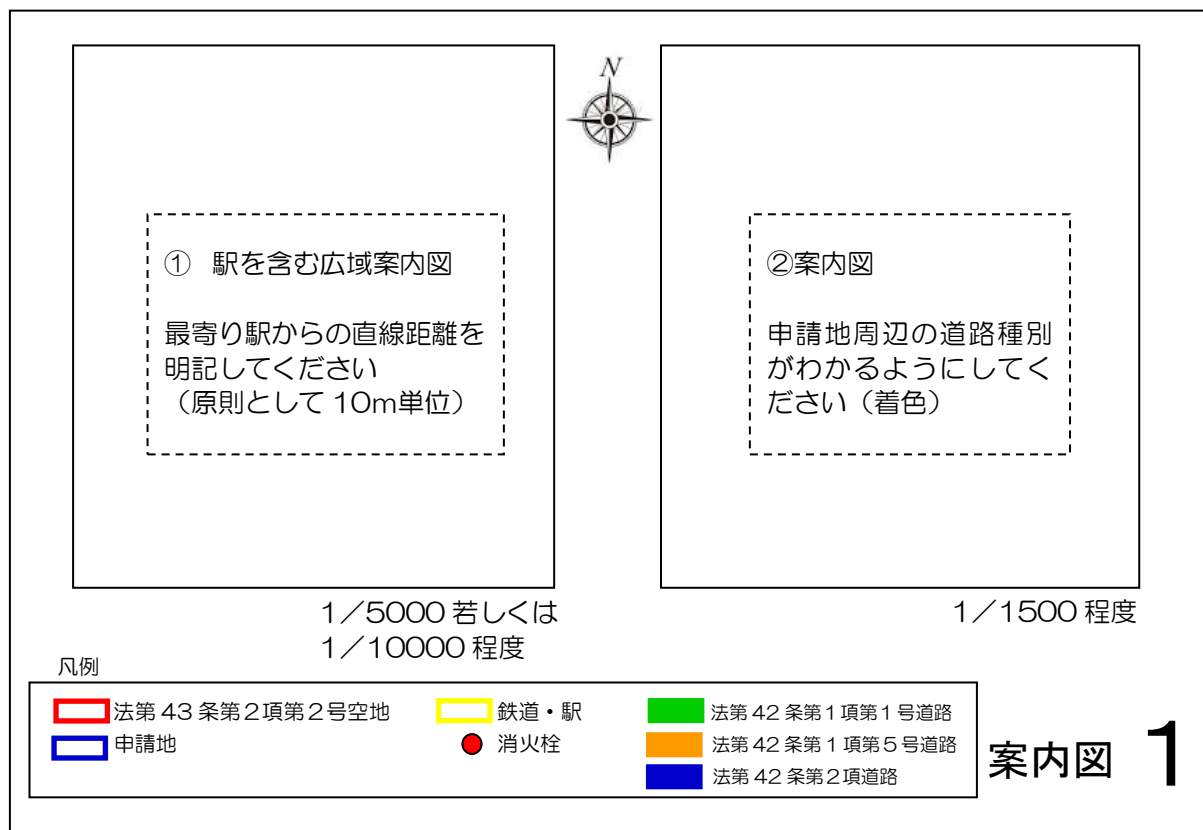
- 1 案内図
- 2 現況図
- 3 現況写真・撮影位置図
- 4 配置図
- 5 公図
- 6 道路台帳平面図
- 7 道路台帳区域線図

表紙



左端 2 か所をホチキス止め

1：案内図



案内図（2種類）

- ① 駅を含む広域案内図 1/5000 又は 1/10000 程度
② 案内図 1/1500 程度

記載内容

- ・文字サイズ原則 12pt（最低 10.5pt）以上
- ・凡例、縮尺、方位
- ・許可を受ける建築物の敷地（青線で囲む）
- ・敷地が接する第 2 項第 2 号空地（現況の空地を赤線で表示）
- ・最寄り駅（①は必須）、線路（駅と共に黄色で着色）、最寄り駅からの直線距離（原則として 10m単位）、道路、河川等の公共施設、人家等
- ・消火栓（赤円で表示）（消火栓から半径 100mの円の図示）

※駅が複数ある場合は複数記載

※敷地の位置は広域案内図では矢印で表示

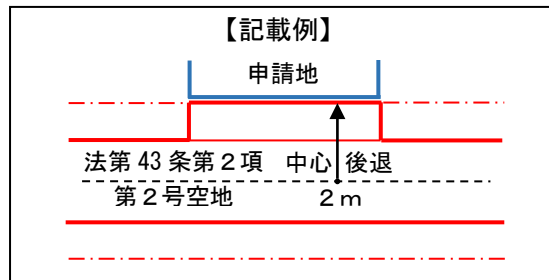
※消火栓は各水道事務所の窓口で閲覧可

※凡例は上記のものを基本として、不要なものは適宜削除すること（他の図面についても同じ）。なお、面的な着色を行う際には適宜透過させ、着色すること。

2：現況図

記載内容

- ・ 凡例、縮尺、方位
 - ・ 許可を受ける建築物の敷地（青線で囲む）
 - ・ 近隣の土地の状況（位置及び高低差等）
 - ・ 接続する建築基準法の道路の種別（着色）及び幅員
 - ・ 既存の建築物、周辺の建築物の位置及び用途
 - ・ 敷地が接する第2項第2号空地（整備後）の位置及び現況幅員
（現況：実線、後退線：一点鎖線、道路状整備部分（3－5の場合）：点線）
- ※2項道路は後退線を記載すること



凡例

1/100 程度

現況図 **2**

3：現況写真・撮影位置図

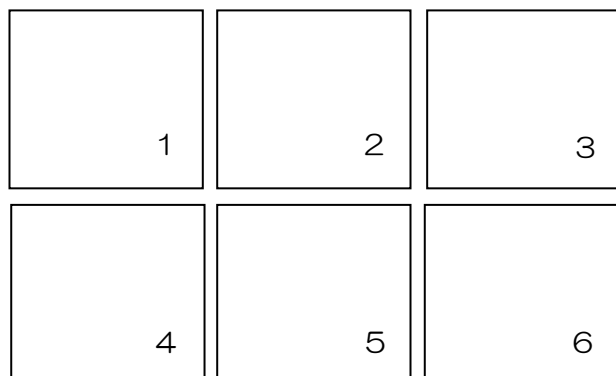
記載内容

- ・ 凡例
- ・ 敷地や法の道路からの第2項第2号空地の様子を示した6枚以上のカラー写真
- ・ 写真撮影位置がわかるように、撮影位置を明示した撮影位置図を記載すること
- ・ また、写真中に第2項第2号空地の位置（赤線）及び敷地（青線）の位置を示すこと

※事前整備を要する場合は、事前整備終了後の写真を掲載すること



撮影位置図



凡例

1/100 又は
1/200 程度

現況写真、撮影位置図 **3**

4：配置図（屋根伏）

記載内容

- ・計画建物以外は、現況図に準ずる
- ・配置図における、敷地が接する第2項第2号空地の現況は整備後

計画建築物の

用途

構造

最高高さ

軒高

第2項第2号空地の

最大幅員・最小幅員

整備方法

敷地と空地境の明示方法



凡例

1/100 程度

配置図

4

5：公図

記載内容

- ・凡例、敷地の位置（青線表示）
- ・法の道路から、敷地が接する第2項第2号空地（第2項第2号空地（敷地前面は整備後）を赤線で表示）の位置
- ・土地所有者一覧表（地番・持分・所有者）
- ・所轄法務局名、転写（複写）年月日
- ・接続する建築基準法の道路の種別（着色）

公図（書き込み）

公図（書き込みなし）

申請地周辺の公図を配置すること

第2項第2号空地部分を赤枠で、申請地の所有者部分を青枠で囲むこと。
また、関係権利者の所有持分を記載すること。

地番	持分	所有者
〇〇-〇	〇/〇	〇〇 〇〇
〇〇-〇	〇/〇	×× ××
〇〇-〇	〇/〇	△△ △△

1/500 又は
1/600

公図

5

6：道路台帳平面図（道路台帳区域線図も同様）

記載内容 ・敷地の位置（青線で表示） ・敷地が接する第2項第2号空地（整備後の空地を赤線で表示）の位置 ・複写（交付）年月日	道路台帳平面図 S=1：500
	記入されたもの 横浜市道路局 印刷日：令和〇年〇月〇日
凡例	道路台帳平面図 6

7：道路台帳区域線図（道路台帳平面図と同様）

記載内容 ・敷地の位置（青線で表示） ・敷地が接する第2項第2号空地（整備後の空地を赤線で表示）の位置 ・複写（交付）年月日	道路台帳区域線図 S=1：500
	記入されたもの 横浜市道路局 印刷日：令和〇年〇月〇日
凡例	道路台帳区域線図 7